

2020年11月10日

関係各位

富士急行株式会社

山中湖県有林借地における住民訴訟に関する 一部報道に対する弊社見解について

平素は当社をご愛顧いただき誠にありがとうございます。

さて、今回山中湖県有林借地における住民訴訟において被告である山梨県知事（以下「県知事」）がこれまでの主張を撤回し、さらに今後検証委員会を設置し、過去の賃料設定に問題がなかったかどうかを調査するとの報道が一部でなされております。この問題について弊社の見解を下記のとおり述べさせていただきます。

記

現行、弊社が山梨県（以下「県」）に支払っている賃料については、法令と県のルールに則り、公正なプロセスを経て決定された公正な賃料です。原野から弊社が開発してきた事実が勘案されたもので、県はこれまで一貫して「賃料については適切」と見解を述べてきています。

このルールは、県のウェブサイトにも掲載（注1）されており、弊社としては、そのルールを合理的であると判断し、県との賃貸借契約を締結しております。

今回、県知事により、これまでの「主張の撤回」が行われ、従来の県のルールとは異なる方法で地価鑑定が行われ不動産鑑定評価書が提出されました。

県知事自身がこれまでの県のルールを撤回し、ルールに従ってきた企業を糾弾することは、あまりにも無責任であり、公正さを欠いていると言わざるを得ません。ルールを変更するのであれば、まず県の中で十分話し合われるべきであり、これまでの県のルールが合理的であると判断し、そのルールに従ってきた企業側に非はないと考えております。

今後、県知事は検証委員会を設置することですが、検証委員会を設置する理由については、県民の税金を活用する以上、当然県知事に説明を求めたいと考えております。

検証委員会の発足理由となっている今回の不動産鑑定は、これまでの県のルールや不動産鑑定基準に則って行われていないことは明らかで、その誤った鑑定を前提に検証委員会を立ち上げたとしても公正な結果にならないのではないかと考えます。

今回の知事の主張は、県の貸付物件全てに影響が及ぶことから県の経済全体への影響も計り知れません。県知事は、弊社の契約を違法、無効と主張していますが、もし一方的に契約を蔑ろにするのであれば、弊社としても県の経済全体への影響を鑑みて、県知事に対して訴訟提起することもやむを得ないと考えています。

弊社は、県から借りている県有地に対して、これまで多大な投資を行い、原野から開発してきており、今後も同エリアの発展・振興のため、投資を続ける所存です。

以 上

(注1) 山梨県ウェブサイト「県有林土地貸付について」内、「平成29年度恩賜県有財産貸付料適正化調査の概要」を参照
<https://www.pref.yamanashi.jp/kenyurin/documents/tekiseikachousagaiyou29.pdf>

報道関係の皆様からのお問い合わせは

富士急行株式会社 総務部 0555-22-7113 までお願いいたします。